

岩手県留学生交流推進協議会要項

(目的)

第1 岩手県内における留学生の円滑な受入れを促進し、また、地域住民との交流を通じて相互の国際理解を深めるため、岩手県留学生交流推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(定義)

第2 この要項において「留学生」とは、岩手県内の高等教育機関又は学術研究機関において特定の研究を行い、又は教育を受ける目的で滞在する者をいう。

(事業)

第3 推進協議会は、本会の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 留学生に関する情報交換
- (2) 留学生と地域住民との交流の活性化
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4 推進協議会は、県内に所在する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高等教育機関、国及び地方公共団体、経済団体、国際交流関係団体等の長又は代表者 各1名
- (2) その他推進協議会が必要と認めた者 若干名

(役員)

第5 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、推進協議会を構成する大学の長のうちから選出し、副会長は、推進協議会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6 会長は、推進協議会を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第7 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第8 推進協議会の事務は、岩手大学研究交流部国際課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年11月17日から施行する。